

R6	税務署整理欄
----	--------

## 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例適用チェック表

このチェック表は、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）とともに提出してください。

### 《特例の概要》

この特例は、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合で、保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときに、所定の方法により計算した金額について、譲渡所得の金額の計算上、譲渡がなかつたものとみなされる特例です（所法64②）。

チ エ ツ ク 項 目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)		氏名		
			該 当	非該当
1	<p>あなたは金融機関等の債権者に対して、債務者（法人を含みます。）の債務を保証（平成17年4月1日以降に締結された保証契約については、書面によって締結された契約に限られます。）しましたか。</p> <p>(注) 例えば、以下のような債務の保証が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保証人又は連帯保証人としての債務の保証</li> <li>(2) 不可分債務の債務者又は連帯債務者としての債務の保証</li> <li>(3) 合名会社又は合資会社の無限責任社員としての会社の債務の保証</li> <li>(4) 身元保証人としての債務の保証</li> <li>(5) 他人の債務を担保するための質権又は抵当権設定（物上保証）</li> <li>(6) 法律の規定による損害賠償の連帯責任</li> </ul>		は い	いいえ
2	保証契約等の締結時において、主たる債務者に債務を弁済する能力はありましたか。		は い	いいえ
3	<p>あなたは、保証債務を履行するために自己の資産（棚卸資産又はこれに準ずる資産を除きます。）を譲渡し、その収入を保証債務の履行に充てましたか。</p> <p>(注) 1 保証債務の履行を借入金で行い、その借入金（利息を除きます。）を返済するために資産を譲渡した場合でも、その資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね1年以内に行われているなど、実質的に保証債務を履行するためのものと認められる場合を含みます。</p> <p>2 保証債務を履行するためではなく、任意の第三者弁済等のために行う資産の譲渡は、この特例の対象とはなりません。</p>		は い	いいえ
4	<p>保証債務を履行したことによって生じた求償権の全部又は一部を行使することができなくなりましたか。</p> <p>(注) 1 「求償権の全部又は一部を行使することができなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定により求償権が切り捨てられたこと</li> <li>(2) 特別清算に係る協定の認可の決定により求償権が切り捨てられたこと</li> <li>(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、次に掲げるものにより求償権が切り捨てられたこと           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの</li> <li>ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が上記イに準ずるもの</li> </ul> </li> <li>(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債務の弁済を受けることができないと認められる場合に、その債務者に対し債務免除額を書面により通知したこと</li> <li>(5) 求償権を取得した日以後の債務者の資産の状況、支払能力、事業再建の見通し、他の保証人との関係等を総合的に判断して、債務者に対する債権の全額が回収できないことが明らかになったこと</li> </ul> <p>2 主たる債務者の資力等から見て求償権の行使が可能であるにもかかわらず、求償権を放棄した場合には、この特例の適用を受けることはできません。</p> <p>3 連帯保証人が複数人いる場合、自己の負担した債務の全額についてこの特例を適用するためには、他の共同保証人に対しても求償権を行使できないことが要件となります。</p>		は い	いいえ

**【添付書類】**

下表の該当する項目及び確認した資料の「□」欄にチェック(✓)を付すとともに、( )内には内容や資料の名称等を記載してください。また、資料添付の有無は、どちらかを○で囲んでください。

チ エ ツ ク 項 目		左の事項を確認できる資料の有無		資料添付の有無
A 保証債務の種類	□保証人 □連帯保証人 □連帯債務者	1	□金銭消費貸借契約書(借用証書) □保証契約書 □その他( )	有・無
	□物上保証人 (他人の債務を担保するため、土地等の自己の財産に、質権や抵当権等を設定している者(担保提供者))	2	□担保提供した物件の登記事項証明書 □根抵当権設定契約書	有・無
	□合名会社等の無限責任社員 □身元保証人 □その他( )	3	□( )	有・無
B 保証時に、主たる債務者に弁済能力があった事実		4	□所得証明書 □固定資産税課税明細書 □決算書 □その他( )	有・無
C 保証債務の支払義務が確定した事実 ( 年 月 日確定)		5	□訴訟(調停)資料 □支払催告書 □その他( )	有・無
D 履行の事実		6	□代位弁済受領書 □その他( )	有・無
E 譲渡代金との関連	譲渡内容	7	□売買契約書 □競売関係資料 □その他( )	有・無
	譲渡代金の入金状況	8	□受領書(控) □振込通知書、通帳等 □その他( )	有・無
	借入金で履行した場合には、借入の状況 ( 年 月 日借入)	9	□金銭消費貸借契約書(借用証書) □その他( )	有・無
	借入金で履行した場合には、返済の状況 ( 年 月 日返済)	10	□受領書 □返済予定表及び通帳等 □その他( )	有・無
F 主たる債務者の状況	□死亡 □破産 □被後見人等 □行方不明 □その他( )	11	□破産決定の通知書 □免責決定の通知書 □その他( )	有・無
	□清算結了 □銀行取引停止 □その他( )	12	□銀行取引停止通知書 □その他( )	有・無
G 求償権の行使ができない状況	主たる債務者の資力状況が分かるもの	13	□所得証明書 □固定資産税課税明細書 □決算書 □その他( )	有・無
	□債権者集会の協議 □債務免除 (主たる債務者の債務超過が相当期間 継続し、求償権の行使ができない状況の下で行われたものに限られます) □その他( )	14	□債権者集会議事録 □債務免除通知書 □その他( )	有・無
H 保証人等が複数いる場合、自分の負担割合 ( % ) (特約がなければ各自均等の割合になります)		15	□負担割合が記載されている契約書 □その他( )	有・無
I その他参考となる事項		16	□( )	有・無